

箕輪町事業承継支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年 4 月 1 日

箕輪町長 白鳥 政徳

### 箕輪町事業承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に事業所を置き、製造業を営む小規模企業者の円滑な事業承継を図るため、事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人であつて、町内に事務所又は事業所を有し、継続してその業務を行っているものをいう。
- (2) 事業承継 企業の経営者が後継者に経営権を移転し事業を引き継ぐことをいう。
- (3) M&A 第三者に株式譲渡、事業譲渡その他の方法により経営を引き継ぐことをいう。
- (4) 専門事業者 事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する税理士事務所、法律事務所、会計事務所及びコンサルティング会社をいう。
- (5) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で1年以上製造業を営む小規模企業者であること。
- (2) 事業承継又はM&Aを検討している又は既に行った事業者であること。
- (3) 町税等の滞納をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、公的機関又は金融機関（以下「公的機関等」という。）の支援を受けた上で実施する、事業承継を目的として、公的機関等から引き継がれた専門事業者に相談及び委

託する事業をいう。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の交付対象事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 専門事業者への相談料
- (2) 事業承継の戦略策定に係る次に掲げる経費
  - ア 初期診断
  - イ 課題分析及びコンサルティング
  - ウ 事業承継計画
  - エ 企業価値の算出
- (3) M&Aの仲介に係る次に掲げる経費
  - ア 仲介及びマッチングの登録
  - イ 着手等M&Aの仲介委託に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、専門事業者に対する顧問料の経費は、補助の対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額の範囲内において町長が定める額とし、一の年度について、補助対象者あたり20万円を限度とする。ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金等を受ける場合には、補助対象経費の総額から当該補助金等を控除して計算する。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金交付を受けようとする者は、箕輪町事業承継支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第2号)
- (2) 公的機関等が作成した、事業承継支援証明書(様式第3号)
- (3) 履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 業務委託に係る契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定及び補助金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められるときは、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、箕輪町事業承継支援事業補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助決定者が偽りその他不当な手段により第8条の規定による補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(廃止)

第12条 この要綱は、平成36年3月31日までに廃止するものとする。